

『平成15年度税制改正大綱「相続時精算課税制度」』

「相続時精算課税制度」（仮称）とは、生前贈与により納めた贈与税の額を、相続税額から控除して精算する仕組み。65歳以上の親から20歳以上の子に生前贈与する場合にのみ適用でき、2500万円という大きな非課税枠があります。この非課税枠を上回る部分にかかる贈与税率は一律20%。また、一定の住宅取得または増改築のための資金を贈与する場合に限り、「住宅取得資金に係る相続時精算課税制度」として、65歳未満の親からの贈与でも適用できることとし、その際の非課税枠を3500万円としています。

一方、従来の「住宅取得資金贈与の特例」とは、一定の住宅取得のための資金贈与については1500万円までの部分について「5分5乗方式」による税額計算が認められる特例です。

平成15年度税制改正で「住宅取得資金に係る相続時精算課税制度」の創設が決まったことにより、「住宅取得資金贈与の特例」は廃止の方向となりましたが、経過措置として平成17年12月31日まで残すこととなりました。

ところで、素朴な疑問として、2500万円枠と3500万円枠は別枠なのかという問題がありますが、この答えはノー。相続時精算課税制度の非課税枠はあくまで2500万円、用途が住宅取得資金である場合に限り1千万円上乗せし、3500万円とするものです。つまり、たとえば用途を限定しない現金2500万円の贈与を受けて同特例を適用した場合、同じ贈与者からの住宅取得資金贈与で使える非課税枠は残り1千万円ということになります。

また、2500万円の枠は贈与者ごとの固定枠であるため、たとえば、今年1千万円の贈与を受けて同制度を適用した場合、同じ贈与者からの来年以降の非課税贈与枠は1500万円ということになります。なお、一度同制度を選択した場合、従来の110万円の非課税枠は使えないことになるので注意が必要です。

贈与特例の適用関係

- ・ 相続時精算課税制度…住宅取得資金に係る相続時精算課税制度
(2500万円) (3500万円) 【同一枠・上乗せ】
- ・ 相続時精算課税制度…贈与税基礎控除
(2500万円) (110万円) 【選択制】
- ・ 相続時精算課税制度…住宅取得資金贈与特例
(2500万円) (110万円) 【選択制】

※注 遡及しないため既適用分との併用は可能